

○地域安全推進委員の活動及び地域安全連絡所の運営に対する協力体制の強化と
効率的運用について（平成11年4月27日例規第23号）

〔沿革〕 平成25年8月例規第26号、31年4月第23号改正

この度、財団法人奈良県防犯協会において「防犯委員の活動及び防犯連絡所の運営に関する基準要綱」が「地域安全推進委員の活動及び地域安全連絡所の運営に関する基準要綱」に改正されたことに伴い、地域安全推進委員の活動及び地域安全連絡所の運営に対する協力体制の強化とその効率的運用を図る上での留意事項等を下記のとおり定め、平成11年5月1日から実施することとしたので、効果的な施策の推進に努められたい。

なお、防犯委員の活動及び防犯連絡所の運営に対する協力体制の強化と効率的運用について（平成2年8月例規第28号）は、廃止する。

記

1 趣旨

財団法人奈良県防犯協会（現公益財団法人奈良県防犯協会）では、地域安全ボランティアの活動をより充実させるため、従来の「防犯委員の活動及び防犯連絡所の運営に関する基準要綱」を、別添写のとおり「地域安全推進委員の活動及び地域安全連絡所の運営に関する基準要綱」（以下「要綱」という。）に改正し、平成11年5月1日から実施することとされた。

これに伴い、警察としても、市民との協力体制を一層強化し、かつ、地域住民による真の地域安全活動を促進するため、地域安全推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域安全連絡所の活用について積極的に支援することとしたものである。

2 推進委員の委嘱

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、要綱第2の1に定める推進委員の委嘱に当たっての協議を受けたときは、犯罪や事故等が発生した場合に協力を求めることが多いと考えられる職種の関係者、犯罪等の被害に遭いやすい職域の関係者を始め、女性層、青年層等可能な限り幅広い層から実質的な活動が期待できる者が委嘱されるよう配慮すること。
- (2) 署長は、推進委員については、地域の実情、バランス等を考慮し、可能な限り要綱第2の3に定められた基準（50ないし200世帯当たり1人）に基づいた委嘱が行われるよう地区防犯協議会に働きかけを行うこと。
- (3) 署長は、推進委員が委嘱され、又はその委嘱替えがあったときは、地区防犯協議会が行う広報措置に加え、交番・駐在所広報紙等に掲載するなどして、地域住民にこれが周知され、活用されるよう積極的に支援するものとする。

3 地域安全連絡所の責任者の委嘱等

- (1) 署長は、推進委員の居宅又は事業所である地域安全連絡所以外の地域安全連絡所の指定に当たっては、次に掲げるもののうちから地域安全連絡所の責任者の委嘱を考慮に入れた上で地区防犯協議会長と協議を行うこと。

ア 通学路周辺の民家、事業所及び公務所

イ 24時間営業のコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等

ウ その他地域における防犯上の要点となる事業所等

- (2) 地域安全連絡所の責任者の委嘱数については限定されていないことから、署長は地域の実情、犯罪発生状況等を考慮して適正に委嘱されるよう努めること。

4 部内教養の徹底

署長は、推進委員の育成強化及び地域安全連絡所の効率的運用を図るため、当該制度の目的、性格、運用等について職員に周知徹底するとともに、特に地域警察官に対しては、その活動に当たって、推進委員及び地域安全連絡所との緊密な連携を必要とすることから、その組織及び活動内容並びに推進委員及び地域安全連絡所の責任者に対する対応要領等について具体的な教養を行うこと。

5 連絡体制の強化

- (1) 地域安全推進委員支部連絡会及び地域安全推進委員支部長会

署長は、地区防犯協議会長と連携し、要綱第9に規定する地域安全推進委員支部連絡会及び要綱第10に規定する地域安全推進委員支部長会が、定期的開催され、推進委員相互の連携強化とその資質向上が図られるよう十分配慮するとともに、警察と推進委員との意思疎通が十分に図られるよう配慮すること。

- (2) 定期訪問の実施

ア 署長は、地域警察官に対し、推進委員及び地域安全連絡所を定期的に訪問（おおむね3カ月に1回以上）させるとともに、その他の署員についても機会あるごとに訪問させ、相互の連携の緊密化に努めること。

イ 警察署地域幹部は、地域警察官が推進委員及び地域安全連絡所を訪問する頻度、応接態度等についてその実態を掌握し、指導監督に努めるとともに、特に新配置の地域警察官には、可能な限り早期に訪問を完了させること。

6 推進委員等に対する指導と育成の徹底

- (1) 署長は、地区防犯協議会長と連携し、推進委員及び地域安全連絡所の責任者に対して、要綱第3及び第6に規定する活動内容について、警察業務との関連性など具体的な指導を行うとともに、他の地区の活動状況の紹介、指定活動区域内の治安情勢を加味した防犯資料の作成配布、研修会の開催等により、地域住民から推進委員及び地域安全連絡所の責任者に期待される活動内容が理解されるよう努めるものとする。

- (2) 署長は、地区防犯協議会長と連携の上、警察が行う地域安全運動等の行事や、警察官との共同による歳末警戒活動等に推進委員及び地域安全連絡所の責任者の参加を要請するほか、推進委員及び地域安全連絡所の責任者が積極的かつ主体的に活動を実施できるよう指導助言し、活動の活性化に努めるものとする。

7 資料の配布等

(1) 防犯資料

署長は、推進委員に対しては、防犯に関する一般資料を積極的に提供するほか、管内の犯罪発生状況、特異犯罪の情報、有効な防犯器具のあっせん文書その他地域住民に防犯上知らせる必要のある文書については、推進委員から地域住民に回覧し、又は伝達する方法を講じること。

(2) その他の資料

署長は、地域安全連絡所が地域住民による地域安全活動の核となるよう、警察署、交番、駐在所、各種警察相談窓口等の電話番号等を記入した表を配布するなど、各種資料の提供に配慮すること。

8 表彰と配慮

署長は、推進委員若しくは地域安全連絡所からの通報連絡が事案解決の端緒となったとき、若しくは警察活動上重要な情報であるとき、又は推進委員若しくは地域安全連絡所の適切な活動により犯罪や事故等を未然に防止したとき、献身的な活動により地域住民の厚い信望を得たとき等その功労を認めた場合は、適切に賞揚するほか、地区防犯協議会との緊密な連携の下に、地域安全功労者として表彰上申を行い、じ後の積極的な活動を促進するよう配慮すること。

9 備付簿冊

署長は、地区防犯協議会長の協力を得て、要綱第7に規定する地域安全推進委員委嘱者名簿及び地域安全連絡所責任者委嘱名簿の写しの交付を受けて保管するとともに、防犯通報措置簿（別記様式第1）を備え付け、推進委員及び地域安全連絡所の責任者からの通報内容並びにその処理経過を明らかにしておくこと。

10 報告

署長は、推進委員及び地域安全連絡所の実態を把握するため、毎年3月末現在の状況を調査し、地域安全推進委員等実態報告書（別記様式第2）により生活安全部生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告すること。

11 奈良県警察交番相談員運用要綱の制定についての一部改正

奈良県警察交番相談員運用要綱の制定について（平成7年5月例規第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

別記様式第 1 (9 関係)

決 裁						
防 犯 通 報 措 置 簿						
受 理 日 時	年 月 日 時 分					
受 理 者	所 属 (係) 階 級 氏 名					
申 告 者	住 所 氏 名					
申 告 要 旨						
処 理 状 況						
備 考						

別記様式第 2 (10関係)

第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長

地 域 安 全 推 進 委 員 等 実 態 報 告 書

(年 3 月 末 現 在)

地区防犯協議会名 及び会長名	
支 部 数	
人 口 及 び 世 帯 数	(人口) 人 (世帯数) 世帯
地 域 安 全 推 進 委 員 の 数	人 (うち女性 人)
地 域 安 全 連 絡 所 の 設 置 数	ヶ所
会議等の開催状況	総 会 回 支部長会議 回 支部連絡会 回 そ の 他 回
表 彰 状 況	会長賞 人 署長賞 人 連名賞 人 その他 人 計 人
備 考	

別添

地域安全推進委員の活動及び地域安全連絡所の運営に関する基準要綱

第1 目的

この要綱は、地域住民による自主防犯体制を確立し、もって犯罪や事故等のない明るく住みよい地域社会の実現を図るため、地区防犯協議会（各警察署単位に防犯活動を目的として設置された協議会をいう。以下同じ。）の下部組織としての地域安全推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域安全連絡所の運営について、必要な事項の基準を定めることを目的とする。

第2 推進委員の委嘱

- 1 推進委員は、地区防犯協議会ごとに、地区防犯協議会長が、自治会等の関係者の意見も考慮した上で、警察署長と協議の上、次の要件を具備する者の中から選考して委嘱するものとする。
 - (1) 地域住民に信望があること。
 - (2) 地域安全活動に熱意があること。
 - (3) 地域の実情に精通していること。
 - (4) 健康で活動力があること。
- 2 推進委員の委嘱は、原則として地区防犯協議会長と警察署長の連名により、活動区域を指定した委嘱状（別記様式第1）を交付して行うものとする。
- 3 推進委員の委嘱数の基準は、行政区画、住宅状況、交通環境、犯罪情勢等を考慮して、地区防犯協議会の適正な運営が図られる相当数とし、おおむね50ないし200世帯に1人の割合とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと認めるときは、その数を増減することができる。
- 4 地区防犯協議会長は、推進委員の委嘱及び委嘱替えをした場合は、市町村広報紙等を通じて地域住民への周知を図るものとする。

第3 活動内容

推進委員は、活動区域内の住民、自治会、事業所、各種地域安全ボランティア等を始め、活動区域を管轄する市町村、警察署、交番、駐在所等と緊密に連携して、次に掲げるような活動を行い、その地域における防犯思想の普及と高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪や事故等の未然防止に寄与するものとする。

- (1) 地域住民の防犯に関する指導及び相談
- (2) 防犯座談会等の開催その他住民の防犯意識を高めるための広報活動
- (3) 地区防犯協議会が発行する「地域安全ニュース」等各種防犯広報資料の配布、回覧又は掲出及び地区防犯協議会、市町村、警察等が行う住民への情報伝達に係る広報活動への協力

- (4) 防犯灯の設置、危険個所の把握と防護措置等犯罪や事故を誘発するおそれのある環境を改善するための活動
- (5) 犯罪が多発するおそれのある地域に対する防犯パトロール、防犯診断等の街頭活動
- (6) 警察及び地区防犯協議会が行う地域安全活動に対する支援協力
- (7) 市町村のいわゆる「生活安全条例」に基づく諸活動に対する支援協力
- (8) 犯罪や事故の発生を知ったとき、又は不審者や救護を要する者を発見したときの警察等関係機関への通報
- (9) その他防犯又は地域安全に関する地域住民の意見、要望等の取りまとめと警察等関係機関への連絡通報

第4 任期

推進委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5 解嘱

地区防犯協議会長及び警察署長は、推進委員から辞任の申出があったとき、又は推進委員としての活動を遂行するに適さない事由があると認められるときは、相互に協議の上、第4に定めるところにかかわらず、口頭又は解嘱状（別記様式第2）を交付することにより、解嘱することができる。

第6 地域安全連絡所

- 1 推進委員の居宅又は事業所を地域安全連絡所とする。
- 2 前記1のほか、地域において防犯上の要点となる事業所等を地域安全連絡所に指定することができる。
- 3 前記2の指定については、当該事業所等の管理者等を地域安全連絡所の責任者に委嘱することにより行うものとする。
- 4 地域安全連絡所の責任者の委嘱は、原則として地区防犯協議会長と警察署長の連名により、委嘱状（別記様式第3）を交付して行うものとする。
- 5 地域安全連絡所の責任者の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 地域安全連絡所は、地域住民の自主的な防犯活動を推進するほか、当該地域において犯罪や事故等が発生し、又は防犯上の諸問題が生じた場合に、地域住民と警察等関係機関とを結ぶ連絡の窓口となるものとする。
- 7 地区防犯協議会長及び警察署長は、地域安全連絡所の責任者から辞任の申出があったとき、又は地域安全連絡所としての活動を遂行するに適さない事由があると認めるときは、相互に協議の上、前記4に定めるところにかかわらず、口頭又は解嘱状（別記様式第4）を交付することにより解嘱することができる。

- 8 前記7の規定により地域安全連絡所の責任者が辞任し、又は解嘱されたときは、当該地域安全連絡所の指定は解除されたものとみなす。
- 9 推進委員及び地域安全連絡所の責任者は、相互に緊密な連携を図るものとする。
- 10 地域安全連絡所には、地域安全連絡所表示板（別記様式第5）を見やすい箇所に掲出するものとする。

第7 備付簿冊

地区防犯協議会事務局に、地域安全推進委員委嘱名簿（別記様式第6）及び地域安全連絡所責任者委嘱名簿（別記様式第7）を備え付け、委嘱又は解嘱の都度整理しておくものとする。

第8 秘密の保持

推進委員及び地域安全連絡所の責任者は、活動を通じて知り得た事項については、警察への連絡等必要がある場合のほか、みだりに漏らしてはならない。

第9 地域安全推進委員支部連絡会及び支部長の設置

- 1 警察署の交番及び駐在所の所管区域又は町村の一定の区域を単位として、当該区域の推進委員をもって構成する地域安全推進委員支部連絡会（以下「支部連絡会」という。）を設置する。
- 2 支部連絡会に、当該支部連絡会を構成する推進委員の互選により選出される支部長を置き、その任務は、次に掲げるとおりとする。この場合において、当該区域が広域にわたる等の場合は支部長の任務を補佐するため、副支部長を置くことができる。
 - (1) 支部連絡会を構成する推進委員との連絡及び調整
 - (2) 交番、駐在所等と連携しての支部連絡会等の開催
 - (3) 地区防犯協議会が開催する地域安全推進委員支部長会議への参加
- 3 支部長及び副支部長の任務は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10 地域安全推進委員支部長会及び委員長等の設置

- 1 地区防犯協議会に、支部連絡会の支部長をもって構成する地域安全推進委員支部長会（以下「支部長会」という。）を設置する。
- 2 支部長会に、支部連絡会の支部長の互選により選出される委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長の任務は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 各支部長との連絡及び調整
 - (2) 地区防犯協議会及び警察署と連携しての支部長会議の開催
 - (3) 奈良県防犯協会が開催する地域安全推進委員長会議への参加
 - (4) その他市町村等関係機関団体との連携

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第11 地域安全推進委員長会議の開催

奈良県防犯協会は、全県的な地域安全活動の推進、推進委員の運営等について協議するため、必要があると認めるときは、各地域安全推進委員支部長会の委員長をもって構成する地域安全推進委員長会議を開催する。

第12 研修会等の開催

地区防犯協議会は、推進委員及び地域安全連絡所の責任者の防犯知識と活動の向上を図るとともに、相互の連携を密にするため、必要があると認めるときは、研修会等を開催する。

第13 経費

地区防犯協議会は、推進委員の活動及び地域安全連絡所の運営に関する経費の確保に努めるものとする。

第14 雑則

地区防犯協議会長は、この要綱に基づき、運営要綱を定めなければならない。

第 号

委 嘱 状

住 所

様

あなたを地域安全推進委員に委嘱
します。

（活動区域）

（期 間） 年 月 日から
 年 月 日まで

年 月 日

〇〇地区防犯協議会長 印

〇 〇 警 察 署 長 印

解 嘱 状

住 所

様

地域安全推進委員を解嘱します。

これまでの御尽力に心から感謝申し上げます。

年 月 日

〇〇地区防犯協議会長 印

〇 〇 警 察 署 長 印

規 格 A 4

注 文面中、「これまでの御尽力に心から感謝申し上げます」は、解嘱事由によっては、記入を考慮するものとする。

第 号

委 嘱 状

住 所

様

あなたを地域安全連絡所の責任者
に委嘱します。

（指定を受ける地域安全連絡所）

所在地

名 称

（期 間）

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

〇〇地区防犯協議会長 印

〇 〇 警 察 署 長 印

解 嘱 状

住 所

様

地域安全連絡所の責任者を解嘱します。

これまでの御尽力に心から感謝申し上げます。

年 月 日

〇〇地区防犯協議会長 印

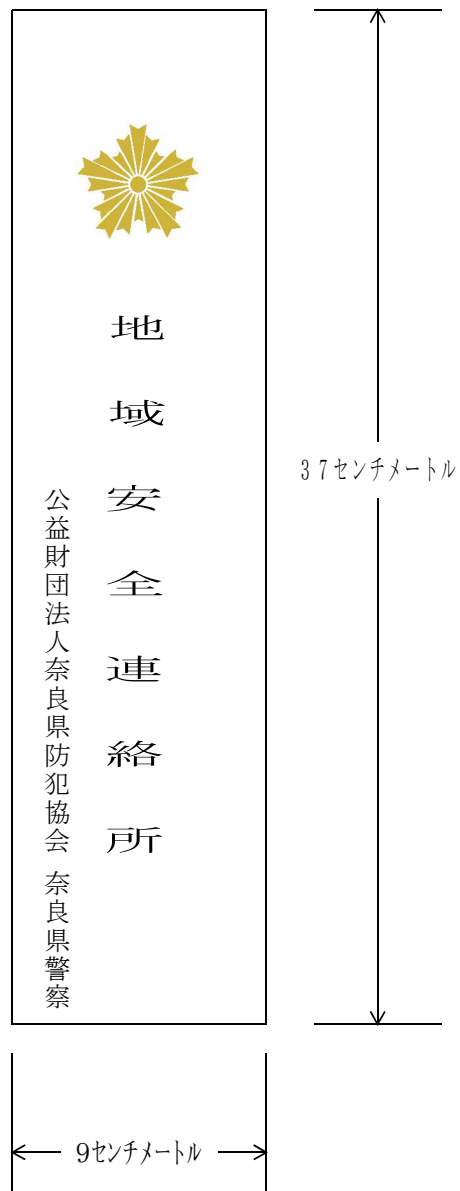
〇 〇 警 察 署 長 印

規 格 A4

注 文面中、「これまでの御尽力に心から感謝申し上げます」は、解嘱事由によっては、記入を考慮するものとする。

別記様式第 5（第 6 関係）

（地域安全連絡所表示板）



注 1 形式は、上記のとおりとする。

2 材質は合成樹脂製とし、地色は白色、文字は黒色とする。

地域安全推進委員委嘱名簿

番 号	新 規 委 嘱 年月日	再委嘱 年月日	住 所（所在地） 電 話 番 号	職 業	氏 名 生年月日	活動区域 及 び 世 帯 数	備 考

※ 地域安全推進委員の住所と地域安全連絡所の所在地が異なる場合は、備考欄に所在地を記載すること。

規 格 A 4

地域安全連絡所責任者委嘱名簿

番 号	新 規 委 嘱 年 月 日	再委嘱 年 月 日	住 所（所在地） 電 話 番 号	職 業	氏 名 生 年 月 日	備 考

※ 地域安全連絡所の責任者の住所と指定を受けた地域安全連絡所の所在地が異なる場合は、備考欄に所在地を記載すること。

規 格 A 4